

○警察署の管轄区域の境界付近における警察事務の処理に関する訓令

(平成7年5月18日)
福井県警察本部訓令第16号

本部 警察学校 警察署

警察署管轄区域等の境界に関する訓令（平成3年福井県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

警察署の管轄区域の境界付近における警察事務の処理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和29年福井県条例第37号。以下「管轄条例」という。）に定められた警察署の管轄区域の境界付近における警察事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管轄境界線付近における事務処理)

第2条 管轄境界線（警察署の管轄区域の境界線をいう。以下同じ。）の両側にわたる事案については、管轄境界線が東西に通じるときはその北側を、管轄境界線が南北に通じるときはその東側を管轄する警察署が警察事務の処理を行うものとする。

第3条 次の各号に掲げる場所における警察事務の処理は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 管轄区域の境界である河川 河川の左岸線（河川の下流に向かって左側の流水面が河岸と接する線（別図第1の例による。）をいう。）を管轄境界線とし、当該河川の右岸区域を管轄する警察署が事務処理を行うものとする。

(2) 管轄区域の境界である道路 道路が東西に通じているときは道路の南端を管轄境界線とし、当該道路の北側区域を管轄する警察署が事務処理を行うものとし、南北に通じているときは道路の西端を管轄境界線（別図第2の例による。）とし、当該道路の東側区域を管轄する警察署が事務処理を行うものとする。この場合において、道路の端とは、道路の外側端をいい、歩道と車道の区別があるときは歩道を、側溝があるときは側溝を、道路のりがあるときは道路のりを含む。

(3) 橋梁 次に定めるとおりとする。

ア 管轄区域の境界である河川に架かる橋梁の区域（橋梁の両端のそれぞれにおいて左右の欄干の親柱またはこれに類する物を見とおして引いた線の内側にある区域（別図第1の例による。）をいう。以下同じ。）については、当該河川の

右岸区域を管轄する警察署が事務処理を行うものとする。

イ 管轄区域の境界である道路等（河川を除く。）に架かる橋梁の区域については、当該橋梁が南北に架かるときは当該橋梁の北側を、当該橋梁が東西に架かるときは当該橋梁の東側を管轄する警察署が事務処理を行うものとする。

第4条 隣接する警察署の警察署長（以下「隣接署長」という。）は、前2条の規定により難しいときは、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、境界付近における警察事務の処理につき、前2条の規定と異なる協定を締結することができる。
（特例区域における事務処理）

第5条 隣接署長は、住民の利便を図りつつ警察の任務を適正かつ効率的に遂行するため必要があるときは、本部長の承認を得て、一方の警察署が他方の警察署の管轄区域内の特定の区域（以下「特例区域」という。）における警察事務を処理すべきこととする協定を締結することができる。

（事務の範囲）

第6条 第2条から前条までの規定により処理する事務の範囲は、事件事故の処理、迷い子の保護、遺失物の取扱いその他の警察の事務（道路交通法その他の法令（条例および規則を含む。）の規定により管轄警察署長の権限に属させられた事務を除く。）とする。

（協定の手続き）

第7条 隣接署長は、第4条の規定または第5条の規定による協定を締結し、または改正するときは、あらかじめ次の事項を記載した書面により、警務課長を經由して、警察本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 協定を締結し、または改正する理由
- (2) 関係施設等の管理者その他の関係者および住民の意向など
- (3) 他の官公庁に与える影響など
- (4) 協議の内容（見取図を含む。）
- (5) その他参考事項

（運用上の注意）

第8条 この訓令の運用に当たっては、この訓令が警察署の管轄区域の変更をもたらすものではないことに留意しなければならない。

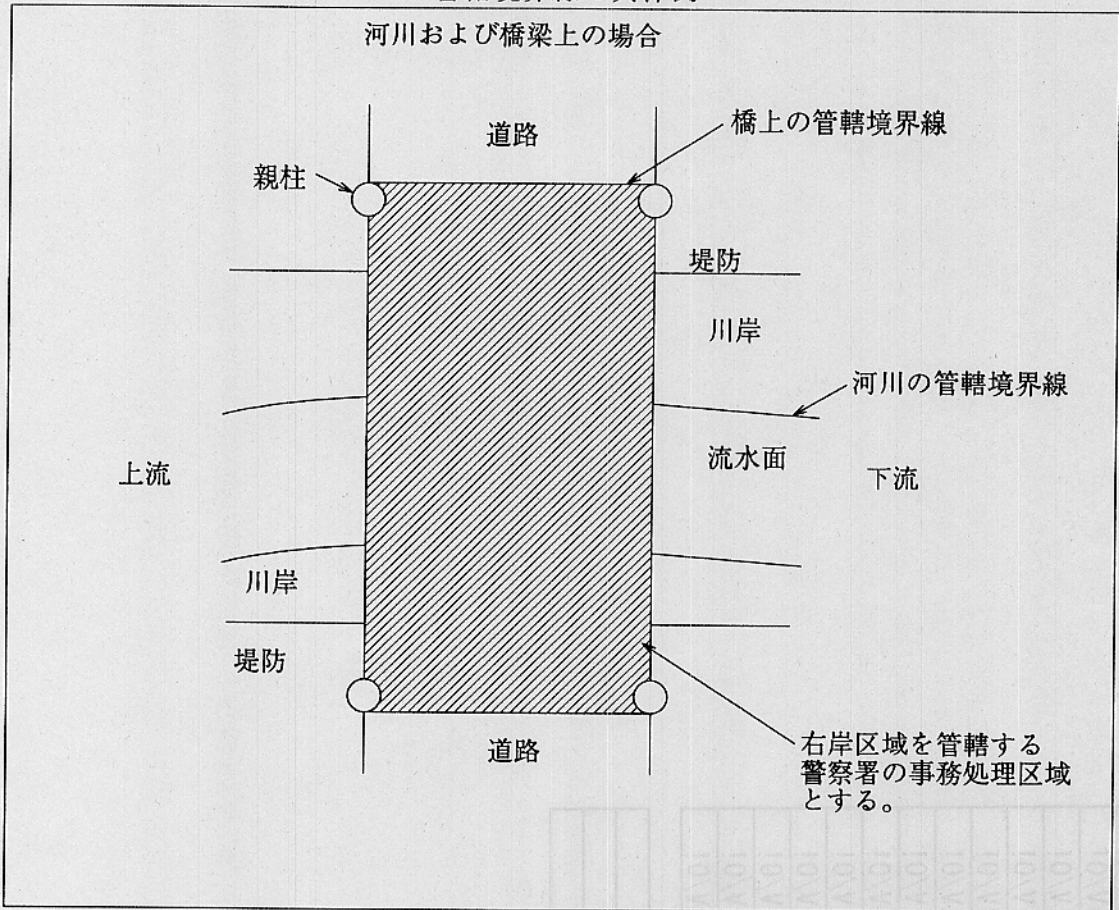
附 則

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

別図第1

管轄境界線の具体例

河川および橋梁上の場合



別図第 2

